

令和7年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 監査委員決定）に基づき、次の（1）～（5）に掲げる14団体（重複があるため実数は12団体）における6年度の事業を対象とした。

併せて、財政援助団体等に対する連絡調整、補助金等交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における6年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

（1）出資・出えん、補助等及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	6年度補助金等	所管課
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	出資金 500万円	事務局人件費・管理費等 補助 1億1,060万円	健康福祉計画課

注：補助金等の額は万円未満の切捨てにより表示した。以下の表も同じ。

（2）出資・出えん及び補助等を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	6年度補助金等	所管課
公益財団法人 目黒区国際交流協会	出えん金 3億円	人件費・管理費等補助、 ウクライナ避難民生活支 援助成 4,753万円	文化・交流課

（3）補助等及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	6年度補助金等	所管課
東根住区住民会議	団体活動への補助 86万円	西部地区サービス事務所

(4) 補助金等交付団体：6団体

監査実施対象団体	6年度補助金等	所管課
不動住区住民会議	団体活動への補助 74 万円	東部地区サービス事務所
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	一般運営、在宅福祉サービスセンター運営、権利擁護センター運営、めぐろボランティア・区民活動センター運営、社会貢献型後見人等養成講習事業への補助 2億2,900 万円	健康福祉計画課
	民間障害者福祉施設職員健康相談事業補助、民間障害福祉サービス従業者養成研修事業助成 93 万円	障害施策推進課
社会福祉法人もえぎの会	「しいの実社」「しいの実社学芸大学スマイルプラザ」 障害福祉サービス推進事業補助、障害福祉サービス事業者原材料価格等高騰対策給付 3,618 万円	障害施策推進課
特定非営利活動法人 マンマの会	地域子育てふれあいひろば事業補助 1,096 万円	こども家庭センター
株式会社 コビーアンドアソシエイツ	[コピープリスクールかみめぐろ] 保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業補助、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助、保育所等賃借料補助事業補助、保育所等原材料価格等高騰対策補助 4,021 万円	保育課
株式会社B u n B u K i d s (旧団体名：株式会社 ニリア・バニー)	[B u n B u 学院 J r . 中目黒園] 保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業補助、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助、保育所等賃借料補助事業補助、保育所等原材料価格等高騰対策補助 3,708 万円	保育課

(5) 公の施設の指定管理者：5団体

監査実施対象団体	監査対象施設	指定期間	所管課
特定非営利活動法人 スポルテ目黒	碑文谷体育館、野球場、庭球場	令和5年4月 ～令和10年3月	スポーツ振興課
アクティオ株式会社	駒場住区センター コミュニティルーム	令和6年4月 ～令和11年3月	北部地区サービス 事務所
	烏森住区センター コミュニティルーム		
東根住区住民会議 *	東根住区センター コミュニティルーム	令和6年4月 ～令和11年3月	西部地区サービス 事務所
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 *	特別養護老人ホーム 中目黒	平成31年4月 ～令和11年3月	高齢福祉課
	かみよん工房	平成31年4月 ～令和11年3月	障害施策推進課
芝園開発株式会社	自転車等駐輪場 (8か所)	令和6年4月 ～令和11年3月	土木管理課

*印の団体は、上記(1)又は(3)に掲げる団体と重複する。

3 監査実施期間

(1) 公認会計士による会計書類調査等

令和7年11月28日(金)から12月16日(火)まで

(2) 監査事務局職員による書類調査等

令和7年12月23日(火)から8年1月16日(金)まで

(3) 監査委員による監査

令和8年1月22日(木)から2月2日(月)まで

4 監査の主な着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業が目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務が適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

(1) 出資・出えん団体と所管課

ア 出資・出えん団体

(ア) 事業は出資又は出えん目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

(イ) 会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

イ 所管課

出資・出えん団体に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 補助金等交付団体と所管課

ア 補助金等交付団体

- (ア) 対象事業は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか。

イ 所管課

- (ア) 対象事業に関する指導監督は適切に行われているか。
- (イ) 補助金等交付の手續及び時期は適切か。

(3) 公の施設の指定管理者と所管課

ア 公の施設の指定管理者

- (ア) 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に行われているか。
- (イ) 管理業務等に係る会計処理は適正に行われているか。

イ 所管課

- (ア) 公の施設の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- (イ) 委託金の額の算定、指定手續及び管理に関する協定等は適切か。

5 監査の実施内容

次の方法により監査を実施した。なお、(1)～(3)の方法別の実施対象団体及び施設での管理状況の確認を行った団体は、別添「監査実施対象団体一覧」のとおりである。

(1) 公認会計士による会計書類調査等

監査対象団体のうち6団体について、公認会計士に委託して会計書類調査等を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示・提出資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

監査事務局職員による書類調査及び公認会計士による会計書類調査の結果を参考に、監査資料調査、説明聴取及び施設の管理状況の確認の方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。所管課においては、適切に指導監督を行われたい。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体及び所管課に注意した。

(1) 公益財団法人目黒区国際交流協会（文化・交流課）

会計処理について、前回の調査において一部の金融機関の年度末の残高証明書が未入手であったが、今回の調査においても入手されていなかった。物品管理においても前回と同様に、備品台帳への未記載や備品とならない物品の台帳への記載がみられ、更に、区からの物品の貸付契約書及び貸付リストの所在が不明となっていた。団体は、現金や物品の管理に当たり、日々

の確認や定期的な帳簿・台帳等との照合を確実にし、適正な事務処理に努められたい。

(2) 特定非営利活動法人マンマの会（こども家庭センター）

ア 目黒区地域子育てふれあいひろば事業補助要綱（以下「補助要綱」という。）別表1の規定により、補助金交付額は区分ごとに定められた上限額と事業の実施に必要な経費を比較して少ない方の額とすることとされているが、交付申請の審査に当たり、補助金の算出根拠となる事業経費が記載された資料の提出を求めずに交付決定を行っていた。また、7年3月に、国の制度改正に伴い6年4月1日に遡って補助要綱の改正が行われ、補助区分及び上限額が改定されたが、団体からの申請を受けることなく、増額分の交付決定を行っていた。こども家庭センターは、補助要綱及び目黒区補助金等交付規則第6条（補助金等の交付の申請）の規定を踏まえ、団体に必要書類の提出を求めた上で交付申請等の審査を適切に実施されたい。

イ 団体から7年4月18日付けで補助金実績報告書が提出されているが、交付額確定及び確定通知が行われていなかった。こども家庭センターは、補助金実績報告書を適切に審査し、交付額確定等に係る事務手続を速やかに行われたい。

ウ 地域子育てふれあいひろば事業については、事業実施に伴う収入が生じているが、収入の取扱いに係る補助要綱の規定が明確化されていなかった。加えて、補助金実績報告書の添付資料に記載された事業に要した経費の中に、特定非営利活動法人の登記に係る経費等、事業運営費以外の経費が含まれており、また、補助対象経費により購入した物品の一部を加工・販売して得た収入を自主財源に充てるなど、補助対象とする経費の内容が整理されていない状況が見受けられた。こども家庭センターは、補助要綱の本則及び様式の改正等により補助対象経費及び補助金額の算出方法を明確にするとともに、団体に周知を図られたい。

(3) 株式会社コピーアンドアソシエイツ及び株式会社BunBuKids（保育課）

団体から提出された保育士等キャリアアップ補助金、保育サービス推進事業補助金、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金、保育所等賃借料補助事業補助金及び保育所等原材料価格等高騰対策補助金に係る6年度分補助金実績報告書は、7年3月から6月にかけてそれぞれ提出されているが、調査実施時点（7年12月末）で起案又は供覧の処理が行われていなかった。保育課は、文書管理規程第10条の規定に基づき、收受した文書を速やかに起案又は供覧し、交付額確定に係る事務手続を適切に行われたい。

(4) 特定非営利活動法人スポルテ目黒（スポーツ振興課）

ア 指定管理業務で使用している営利部門会計の預金口座のうち1つの口座の残高が、5年度期首以降、帳簿上の残高と410万円の差異が生じていた。団体は、会計処理時の確認体制を確立するとともに、決算書の作成に当たっては通帳をはじめとする証ひょう書類等との照合を確実にし、適正な処理に努められたい。スポーツ振興課は、指定管理者に対し適正な会計処理を行うよう指導するとともに、事業報告書・決算書の確認を徹底されたい。

イ 指定管理業務で使用している営利部門会計の預金口座のうち1つの口座について、預

金利息4,503円が6年度に収入として計上されておらず、また、預金引き出しに係る手数料880円の経理処理も行われていなかった。預金利息の未計上については、前回の監査においても指摘しているところであり、団体は、日々の確認や定期的な帳簿等との照合を確実にを行うなど、適正な事務処理に努められたい。

ウ 現金保管について、売上金の入金が週1回程度しか行われておらず、また、小口現金の残高については、月に1度の税理士公認会計士事務所担当者の現金実査の前に確認するのみの状況であった。これらについては、前回の監査においても指摘しているところであり、団体は、売上金を日々金融機関に入金するとともに、小口現金の残高を複数名により確認して記録を残すなど、安全かつ堅実な現金管理に努められたい。

エ 物品の管理について、6年度の年度協定書に添付されている物品管理台帳において、取得金額が記載されていないもの、区の財務情報システムの備品登録と金額が相違しているものがあつた。また、廃棄等により既に物品管理台帳に記載されていない物品について、財務情報システムの備品登録が抹消されていないものがあつた。団体及びスポーツ振興課は、物品の点検・確認を速やかに行い現況を正確に把握した上で、物品管理台帳及び財務情報システムの更新を行い、適正な管理に努められたい。

(5) アクティオ株式会社（北部地区サービス事務所）

ア 基本協定書第21条第1項の規定により、指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ区から書面による承諾を得なければならないが、区は再委託の承諾に係る意思決定及び団体への通知を行っていなかった。北部地区サービス事務所は、協定書に定める事務処理を着実に実施されたい。

イ 物品の管理において、基本協定書別紙2「業務の基準」の第5の4(3)ア(イ)に基づく年1回以上の棚卸及び区への報告が行われていなかった。また、烏森住区センター備品管理台帳に前指定管理者である烏森住区住民会議が所有する物品が記載され、住区センター内に当該物品が留置されていた。団体は指定管理業務において管理すべき物品について、定期的な点検を実施し、所管課と点検結果の共有を図られたい。北部地区サービス事務所は、団体と相互確認の上で備品管理台帳の整備等を行い、適正な管理に努められたい。

(6) 芝園開発株式会社（土木管理課）

基本協定書別紙2に定める管理物品リストについて、団体が指定管理者となった6年度よりも前に更改した機器の情報が反映していないなど、指定管理開始時点における最新の内容となっておらず、かつ、財務情報システムの備品登録内容と整合がとれていなかった。また、指定管理開始以降に廃棄された物品及び団体により配備された物品について、管理物品リストの更新が行われておらず、財務情報システムへの反映も行っていなかった。土木管理課は、団体と相互確認の上で物品の点検・確認を行い、現況を正確に把握した上で、管理物品リスト及び財務情報システムの更新を行い、適正な管理に努められたい。

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団、東根住区住民会議、不動住区住民会議、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会、社会福祉法人もえぎの会の5団体は、指摘すべき事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項等が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 指定管理者における事業の適正な管理執行について

ア 今回の監査では、団体が基本協定書に定める業務を適切に行っていなかった事例が見られた。

区では、平成18年度の導入以来、多くの公の施設で指定管理者制度を活用しているが、区民サービスの向上と効率的な施設運営という指定管理者制度の目的を達成するためには、管理の業務に関する基本事項や適正実施について定める基本協定を遵守させることが極めて重要であり、適切な履行確保のための監視(モニタリング)が欠かせない。

目黒区指定管理者標準協定書(以下「標準協定書」という。)第4章は、管理の業務実施に係る区の調査・確認事項として、事業計画書、月次等報告事項、事業報告書、管理の業務実施状況の調査と改善勧告等について定めている。これらの規定は、指定管理施設の状況を適切に報告させ、現場の状況を把握するとともに、必要な場合に改善を促すことを目的としている。この他にも、業務の第三者に対する委託など一定の場合に区の承諾を義務付ける規定がある。

所管課は、提出されるべき報告書や必要な手続を把握した上で、基本協定書の内容に沿って指定管理業務が行われているかを適宜確認し、適切に指導監督されたい。また団体からの申請に対する承諾など、自らが行うべき事務処理を確実に実施されたい。

財政援助団体等監査では、毎年同様の指摘を繰り返してきており、所管課の関与に課題がある例も見受けられる。指定管理者制度に係る参考資料としては、「指定管理者制度活用の基本方針」や「目黒区指定管理者標準協定書解説書」等があるが、これらは制度概要や協定書の条文解説であり、担当職員が日常業務において参考にする性質の資料は存在しない。

指定管理者制度を所管する企画経営課は、他自治体の例も参考に、指定管理者制度の運用に当たっての事務手続や留意点についてまとめた資料を作成することなどにより、所管課や指定管理者が適切な事務処理を行えるよう支援されたい。

(企画経営課、指定管理施設所管課)

イ 物品の管理において、団体が棚卸及び区への報告を行っていなかった事例や、物品管理台帳に不備がある事例が見られた。また、所管課が指定管理開始時に団体に提示した管理物品リストが最新の内容となっておらず、かつ財務情報システムの備品登録内容と整合がとれていなかった事例があった。

物品の取扱いは、指定期間中・指定期間終了時において破損や紛失等があった場合に問題となりうる事項であり、そうした問題が生じないよう、標準協定書の第6章では、

施設で使用する物品の区分や、所有権に関する考え方を整理し、物品に関するリスク分担や責任の所在を明らかにしている。

団体は、基本協定書の規定に基づく棚卸を確実に行うなど、適正な物品管理に努められたい。また物品管理台帳の作成に当たっては、所管課と団体が情報を共有し、標準協定書の書式を参考に、取得価格等の物品管理に必要な項目を網羅したものとされたい。

所管課は、貸与物品は区の財産であるということを意識し、物品に変更があった場合は、管理物品リストの整備及び財務情報システムの備品登録の修正を行うなど、適正な物品管理に努められたい。

(指定管理施設所管課)

ウ 会計処理において、不適正な状況がみられる団体があった。特定非営利活動法人スポルテ目黒は、2年度の監査において指摘を受けた点について十分な改善を行わず、不適切な会計事務処理を継続した結果、口座の残高と帳簿上の残高に410万円の差異が生じる事態となった。現場での確認体制、監事等団体内部のチェック体制、会計専門家による確認のいずれも機能していなかったと言わざるを得ない。

利用料金収入に係る区への納付金額への影響はないとのことだが、団体は、口座の残高と帳簿上の残高が合わない原因を解明した上で、不明金について適切な会計上の処理を行われたい。また、今後は事務処理方法を改善するとともに、会計の専門家に任せきりにするのではなく当事者として組織的な確認の仕組みを構築するなど、再発防止策を講じ、会計事務の適正化を図られたい。

現状は、「真実性の原則」などの企業会計における一般原則に基づく会計処理となっているとはいえ、団体の透明性・信頼性にも関わる問題であることから、所管課は、団体に対し必要に応じ業務改善勧告を行うなど厳正に対応するとともに、定期的に団体の会計事務処理状況の確認を行われたい。

(スポーツ振興課)

(2) 補助金交付事務の適切な執行について

補助金等の交付の申請及び決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項については、他に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等交付規則の定めるところによるものとされている。

所管課は補助金等交付規則で定める手続を十分理解して事務処理に当たる必要があるが、今回の監査では、補助金の交付申請時に、必要書類を求めているなど審査が不十分だった上、実績報告後の交付額確定手続を適切に行っていなかった事例が見られた。また、補助金の交付対象となる経費や補助金の算出方法が要綱上不明確で、団体との間で十分な確認をしないまま補助事業を行っていた事例が見られた。

所管課は補助金が区民の税金を財源としていることを踏まえ、補助制度について要綱等で明確に定めるとともに適切に事務手続を行い、補助金が法令等で定めるところに従って公正かつ有効に使用されるよう取り組まれたい。

(補助金交付事業所管課)

(3) 適切な事業執行のための団体の財務状況の把握について

指定管理業務においては、会計の専門家が運営評価時に財務書類の確認を行うが、日常業務においても、職員が団体の管理経費等の収支状況等の資料を見る機会がある。また補助金業務においては、職員は交付申請書に添付される財産目録等の申請者の資産及び負債に関する事項が明らかとなる書類や、実績報告書に添付される決算書を確認することがある。

団体の事業遂行能力や、補助金交付の必要性などを適切に判断するためには、提出された財務書類を読み解く能力が求められるが、区は現金主義・単式簿記による予算・決算制度（官庁会計）を採用しているため、多くの職員にとって発生主義・複式簿記による企業や法人の会計処理（以下「企業会計」という。）はなじみが薄いものとなっている。

区は、官庁会計を補完するものとして、平成28年度決算から財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）の作成を開始し、6年度の財務情報システム更改をきっかけに、日々仕訳方式を導入した。今後は、行政評価や公共施設マネジメント等、地方公会計の更なる活用を目指すとしている。これに伴い、公会計に係る研修も開始されているが、企業会計に係る職員の知識は未だ十分とはいえない状況である。

人事課は、企業会計知識が指定管理者や補助金等交付団体の状況を把握するために有効であることを念頭に、公会計制度の研修を実施している財政課と連携し、職員が企業会計について学ぶことができる環境を整備されたい。所管課は、指定管理業務や補助金業務を担当する職員に対し、積極的に企業会計について学ぶことを奨励し、団体の財務状況の適切な把握に努められたい。

（人事課、財政課、指定管理施設所管課、補助金交付事業所管課）

3 まとめ

今回の財政援助団体等監査の結果に関しては、全体とすれば対象となった財政援助団体等の当該財政的援助などに係る出納その他の事務は、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、所管課の団体に対する指導監督をはじめとする事務執行もおおむね適切であったが、一部において会計処理上、著しく適正を欠く状況が見受けられた。

補助金交付は区の政策目標を実現する手段の一つであり、指定管理者制度は施設運営等において民間活力を活用するものであるが、いずれの場合も団体と目的・目標を共有した上で、連携・協力していくことが欠かせない。

所管課は、各団体の効果的かつ効率的な事業執行と適正な会計処理等のため、日頃から積極的に情報交換を行い、適切に指導監督を行われたい。そして、財政的援助などの目的がより良く達成されるように、団体における状況を適切に把握しながら必要な支援に努めてほしい。

以 上

監査実施対象団体一覧

(1) 公認会計士による会計書類調査等

団体名等	実施日
芝園開発株式会社 自転車等駐輪場（8か所）【指定管理】	11月28日
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム中目黒【指定管理】	12月2日
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団【出資金】、法人本部【補助金等】	12月3日
公益財団法人目黒区国際交流協会【出えん金】・【補助金等】	12月4日
社会福祉法人目黒区社会福祉協議会【補助金等】	12月8日
アクティオ株式会社 駒場住区センターコミュニティルーム、烏森住区センターコミュニティルーム【指定管理】	12月10日
特定非営利活動法人スポルテ目黒 碑文谷体育館、野球場、庭球場【指定管理】	12月15日
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団 かみよん工房【指定管理】	12月16日

(2) 監査事務局職員による書類調査等

団体名等	実施日
不動産住区住民会議【補助金等】	12月23日～ 1月16日
東根住区住民会議【補助金等】、東根住区センターコミュニティルーム【指定管理】	
社会福祉法人もえぎの会【補助金等】	
特定非営利活動法人マンマの会【補助金等】	
株式会社コピーアンドアソシエイツ コピープリスクールかみめぐろ【補助金等】	
株式会社BunBuKids BunBu学院Jr. 中目黒園【補助金等】 (令和7年11月7日名称変更 旧団体名：株式会社ニア・パニー)	

※ 上記(1)の団体に係る所管課の書類調査は、12月23日から1月16日の日程で実施した。

(3) 監査委員による監査(説明聴取)

団体名等	実施日
● 社会福祉法人もえぎの会	1月22日
○ 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団	1月26日
◇ 芝園開発株式会社	1月26日
● 株式会社コピーアンドアソシエイツ	1月27日
● 株式会社BunBuKids	1月27日
◆ 東根住区住民会議(東根住区センターで説明聴取実施)	1月27日
公益財団法人目黒区国際交流協会	1月28日
● 特定非営利活動法人マンマの会	1月28日
□ アクティオ株式会社	1月29日
社会福祉法人目黒区社会福祉協議会	2月2日
◆ 特定非営利活動法人スポルテ目黒	2月2日
☆ 不動産住区住民会議(不動産住区センターで説明聴取実施)	2月2日

※ ●印の団体は、補助金交付対象施設・事業実施場所の現地視察を行った。

※ ◆印の団体は、指定管理施設の管理状況を現地で確認した。

※ ○印の団体は、指定管理施設「特別養護老人ホーム中目黒」の管理状況を現地で確認した。

※ ◇印の団体は、指定管理施設「学芸大学駅東口駐輪場」の管理状況を現地で確認した。

※ □印の団体は、指定管理施設「駒場住区センターコミュニティルーム」の管理状況を現地で確認した。

※ ☆印の団体の説明聴取に伴い、「不動産住区センターコミュニティルーム」の視察を行った。